

金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二その他関係法律の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例を次のように定める。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第一条 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この条において「銀行告示」という。）第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下この条において同じ。）を有する銀行に係る銀行法第十四条の二に規定する基準は、次項の規定による読替え後の銀行告示による基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる

。ただし、当該銀行が新基準を採用する場合には、これを継続しなければならない。

- 2 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点を有する銀行に係る銀行告示については、銀行告示第五条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは「その他有価証券評価差額金（ゼロリスク・ウェイト債券（第五十六条から第五十八条まで及び第六十条の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（ゼロリスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券（ゼロリスク・ウェイト債券を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「及びゼロリスク・ウェイト債券を除く」と、第十七条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「規定するその他有価証券評価差額金（ゼロリスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、第十八条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及びゼロリスク・ウェイト債券を除く」とする。

3 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点を有しない銀行に係る銀行告示については、銀行告示第二十八条第一項中「その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、第四十条第一項中「、その他有価証券評価差損及び」とあるのは「及び」とする。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下この条において「銀行持株会社告示」という。）第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下この条において同じ。）を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に係る銀行法第五十二条の二十五に規定する基準は、次項の規定による読替え後の銀行持株会社告示による基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができ。ただし、当該銀行持株会社及びその子会社が新基準を採用する場合には、これを継続しなければならない。

- 2 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に係る銀行持株会社告示については、銀行持株会社告示第五条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは「その他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券（第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下この項及び第六条第一項第一号において同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウェイト債券を除く。）」と、第六条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及び零リスク・ウェイト債券を除く」とする。
- 3 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に係る銀行持株会社告示については、銀行持株会社告示第十七条第一項中「その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定」とあるのは、「為替換算調整勘定」とする。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第三条 平成二十四年三月三十一日までの間、信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下この条において「信用金庫告示」という。）第二条に規定する海外拠点をいう。以下この条において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係る信用金庫告示については、信用金庫告示第四条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証

- 券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）、「為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、第十三条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額」とあるのは「の額」とする。
- 2 平成二十四年三月三十一日までの間、海外拠点を有する信用金庫連合会に係る信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二に規定する基準は、次項の規定による読替え後の信用金庫告示による基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる。ただし、当該信用金庫連合会が新基準を採用する場合には、これを継続しなければならない。
- 3 平成二十四年三月三十一日までの間、海外拠点を有する信用金庫連合会に係る信用金庫告示については、信用金庫告示第四条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは「その他有価証券評価

差額金（零リスク・ウェイト債券（第五十条から第五十二条まで及び第五十四条の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、
「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウェイト債券を除く。）」と、第十
三条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、第二十三条第一項第一号及び第三十
五条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及び零リスク・ウェイト債券を除く」とする。
（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において

準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第四条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、第十三条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額」とあるのは

「の額」とする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。